



# 島根県報

平成16年10月12日 (火)  
号外 第 114 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

公 告

島根県職員給与等の状況の公表

(人 事 課)

---

## 公 告

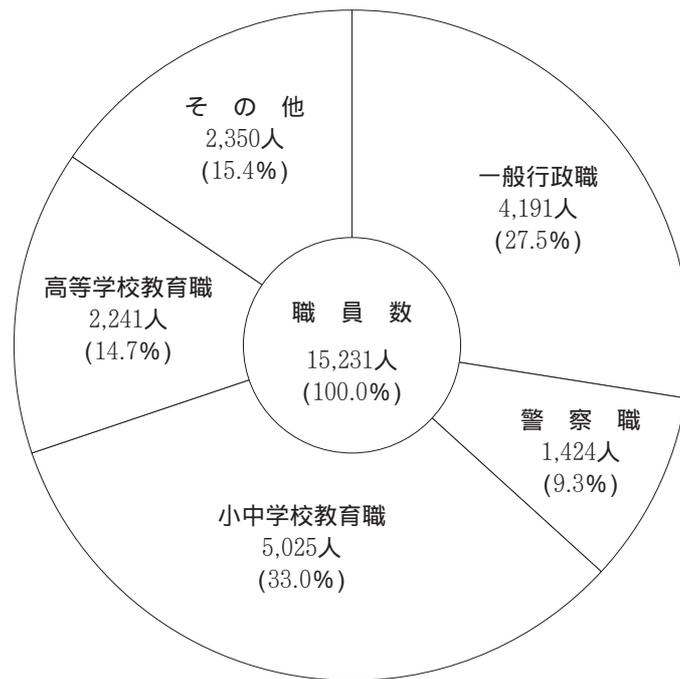
---

島根県の職員給与等の状況を次のとおり公表する。

平成16年10月12日

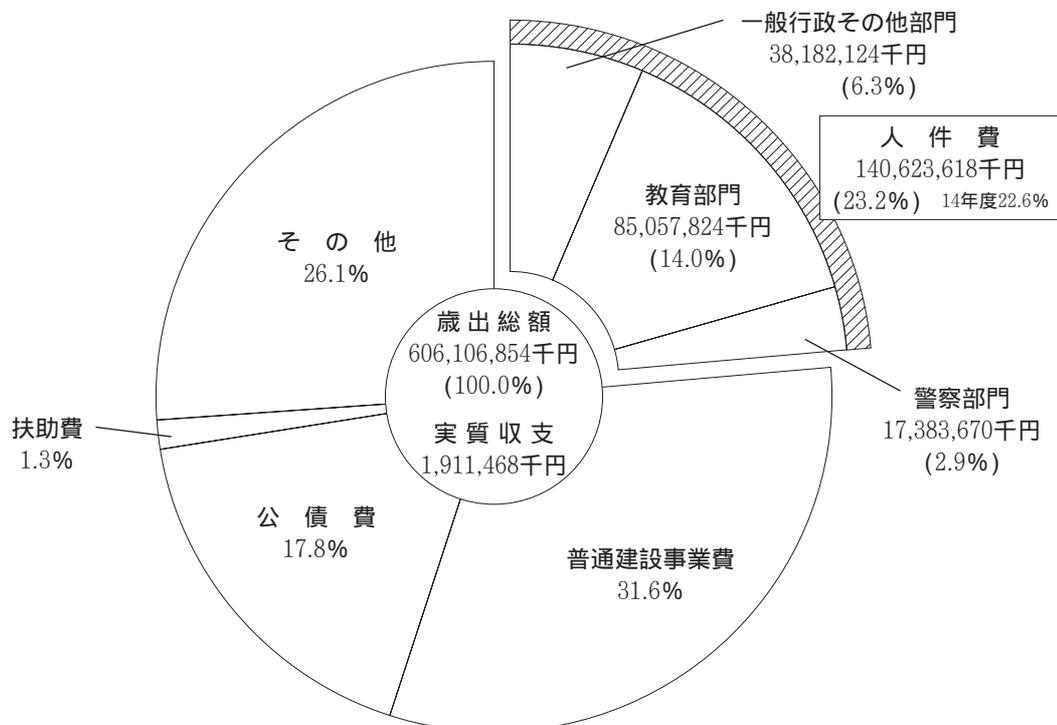
島根県知事 澄 田 信 義

1 職種別職員数の状況 (平成16年 4月 1日現在)



- (注) 1 職種区分は、「平成16年地方公務員給与実態調査」による。  
 2 高等学校教育職には、特殊学校に勤務する教育職員を含む。  
 3 「その他」は、海事、研究、医療、技能労務等の関係職員である。

2 人件費の状況 (平成15年度普通会計決算)



- (注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。

## 3 職員給与費の状況(平成16年度普通会計予算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
16年度	人 15,232 ( - )	千円 65,898,114	千円 12,051,396	千円 27,430,090	千円 105,379,600	千円 6,918

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 給与費は平成16年度当初予算に計上された額であり、職員数は当初予算の積算の基礎となった人数である。

3 ( )内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

## 4 職員の初任給の状況(平成16年4月1日現在)

区 分		島 根 県		国	
		決 定 初 任 給	採用2年経過日給料額	決 定 初 任 給	採用2年経過日給料額
一 般 行 政 職	大 学 卒	170,700 円 (165,579)	184,400 円 (178,868)	170,700 円	184,400 円
	高 校 卒	138,800 (134,636)	148,500 (144,045)	138,800	148,500
警 察 職	大 学 卒	198,500 (192,545)	214,700 (208,259)	198,500	214,700
	高 校 卒	163,300 (158,401)	177,400 (172,078)	156,700	177,400
小中学校教育職	大 学 卒	191,100 (185,367)	205,000 (198,850)	191,100	205,000
高等学校教育職	大 学 卒	191,100 (185,367)	205,000 (198,850)	191,100	205,000

(注) 職員の給料月額、職員の給料の特例に関する条例(平成15年島根県条例第15号。以下「特例条例」という。)に基づき、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間について、給料月額の100分の3~100分の5を減額するものであり、( )書きは減額後の額である。

なお、現在は、職員の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成16年島根県条例第31号)に基づき、給料の減額期間を平成18年度まで1年間延長し、加えて、減額率の改正を行っている。(平成16年8月1日から平成17年3月31日までの間について、給料月額の100分の4~100分の10とし、平成17年4月1日から平成19年3月31日までの間について、給料月額の100分の6~100分の10としている。)

## 5 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(平成16年4月1日現在)

職 種	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
一 般 行 政 職	42 歳 5 月	342,867 円	411,731 円
警 察 職	43 歳 1 月	366,019 円	489,184 円
小 中 学 校 教 育 職	42 歳 5 月	384,408 円	438,636 円
高 等 学 校 教 育 職	41 歳 5 月	379,696 円	436,532 円
技 能 労 務 職	43 歳 11 月	332,067 円	382,152 円

(注) 平均給料月額及び平均給与月額は、特例条例による減額後の給料月額により算出したものである。

## 6 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成16年4月1日現在)

職 種	学 歴	経験年数				
		10 年	15 年	20 年	25 年	30 年
一 般 行 政 職	大 学 卒	262,714 円	318,614 円	379,363 円	403,279 円	424,099 円
	高 校 卒	206,915	266,655	325,599	374,463	403,207
警 察 職	大 学 卒	290,771	347,171	396,422	412,024	438,397
	高 校 卒	250,514	302,574	360,631	402,536	419,811
小中学校教育職	大 学 卒	319,744	361,221	396,540	423,106	460,399
高等学校教育職	大 学 卒	327,142	370,465	403,293	434,501	470,670
技能労務職	高 校 卒	206,448	252,283	291,323	329,867	377,101

- (注) 1 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものである。  
2 平均給料月額は、特例条例による減額後の給料月額により算出したものである。

## 7 一般行政職の級別職員数の状況(平成16年4月1日現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級	11級	計
標準的な職務の内容	主事技師	主事技師	主事技師	主任主事主任技師	主任	グループリーダー	グループリーダー	課長	課長	次長	部長	
職 員 数	人 47 ( - )	人 195 ( - )	人 419 ( - )	人 638 ( - )	人 456 ( - )	人 703 ( - )	人 1,191 ( - )	人 397 ( - )	人 74 ( - )	人 52 ( - )	人 19 ( - )	人 4,191 ( - )
構 成 比	% 1.1 ( - )	% 4.7 ( - )	% 10.0 ( - )	% 15.2 ( - )	% 10.9 ( - )	% 16.8 ( - )	% 28.4 ( - )	% 9.5 ( - )	% 1.8 ( - )	% 1.2 ( - )	% 0.5 ( - )	% 100.0 ( - )
1 年 前 の 構 成 比	% 1.2 ( - )	% 5.7 ( - )	% 11.5 ( - )	% 13.6 ( - )	% 11.6 ( - )	% 16.6 ( - )	% 27.6 ( - )	% 9.1 ( - )	% 1.6 ( - )	% 1.1 ( - )	% 0.4 ( - )	% 100.0 ( - )
5 年 前 の 構 成 比	% 2.4 ( - )	% 9.7 ( - )	% 14.7 ( - )	% 9.8 ( - )	% 15.3 ( - )	% 17.8 ( - )	% 20.2 ( - )	% 8.0 ( - )	% 0.9 ( - )	% 0.9 ( - )	% 0.3 ( - )	% 100.0 ( - )

- (注) 1 職員数は、本県の給与条例に基づく行政職給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する本庁における代表的な職名を示す。  
3 ( )内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

## 8 昇給期間短縮の状況

区 分		合 計	一 般 行 政 職	警 察 職	小中学校 教 育 職	高等学校 教 育 職	技 能 労 務 職	そ の 他
平成15年度	職 員 数 (A)	人 15,425	人 4,254	人 1,415	人 5,090	人 2,282	人 480	人 1,904
	普通昇給期間 (12 ~ 24月) を短縮し (B) て昇給した職員数	人 2,935	人 707	人 302	人 1,001	人 510	人 88	人 327
	比 率 (B) / (A)	% 19.0	% 16.6	% 21.3	% 19.7	% 22.3	% 18.3	% 17.2
平成14年度	職 員 数 (A)	人 15,630	人 4,305	人 1,415	人 5,160	人 2,335	人 499	人 1,916
	普通昇給期間 (12 ~ 24月) を短縮し (B) て昇給した職員数	人 3,190	人 782	人 261	人 1,150	人 639	人 90	人 268
	比 率 (B) / (A)	% 20.4	% 18.2	% 18.4	% 22.3	% 27.4	% 18.0	% 14.0

- (注) 1 昇給期間を短縮して昇給した職員数には、勤務成績優秀による特別昇給をはじめ、退職時の特別昇給及び初任給決定に伴う昇給期間の短縮など、すべての昇給期間短縮者が含まれている。
- 2 「その他」は、海事、研究、医療等の関係職員である。

9 職員手当の状況

区 分	島 根 県			国		
期 末 ・ 勤 勉 手 当	(平成15年度支給割合)			(平成15年度支給割合)		
		期 末	勤 勉	期 末	勤 勉	
	6 月 期	1.55 月分	0.7 月分	6 月 期	1.55 月分	0.7 月分
		(0.85)月分	(0.35)月分		(0.85)月分	(0.35)月分
	12 月 期	1.45 月分	0.7 月分	12 月 期	1.45 月分	0.7 月分
	(0.75)月分	(0.35)月分		(0.75)月分	(0.35)月分	
	計	3.00 月分	1.40 月分	計	3.00 月分	1.40 月分
		(1.60)月分	( 0.7)月分		(1.60)月分	( 0.7)月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有			職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		
退 職 手 当	(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
	勤続20年	21.0 月分	28.0875月分	勤続20年	21.0 月分	28.0875月分
	勤続25年	33.75月分	43.335 月分	勤続25年	33.75月分	43.335 月分
	勤続35年	47.5 月分	60.99 月分	勤続35年	47.5 月分	60.99 月分
	最高限度額	56.25月分	60.99 月分	最高限度額	56.25月分	60.99 月分
	その他の加算措置			その他の加算措置		
	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) 早期勤奨退職特例措置 (2%~30%加算) (H14年度~H16年度の時限措置)			定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
退職時特別昇給	1号給 (勤続20年以上)		退職時特別昇給	1号俸		
1人当たり平均支給額	2,271千円	28,945千円				

- (注) 1 ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。  
 2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

調 整 手 当 (平成16年4月1日 現在)	支給対象地域	東 京 都 (特別区)	大 阪 府 大 阪 市	福 岡 県 北 九 州 市	広 島 県 広 島 市
	支 給 率	12 %	10 %	5 % (経過措置中)	3 %
	支 給 対 象 職 員 数	21 人	10 人	3 人	6 人
	国 の 制 度 (支給率)	12 %	10 %	5 % (経過措置中)	3 %
	支給対象職員1人当たり 平均支給年額 (平成 15年度決算)	447,013 円			

特殊勤務手当 (平成15年度)	区 分		全 職 種
	職員全体に占める手当支給職員の割合		60.4 %
	支給対象職員 1 人当たり平均支給年額		86,185 円
	手当の種類 (手当数)		80
代表的な手当の名称	支給額の多い手当	夜間特殊業務手当 教員特殊業務手当 医師手当 教育業務連絡指導手当 看護業務従事手当	
	多くの職員に支給されている手当	教員特殊業務手当 教育業務連絡指導手当 夜間特殊業務手当 看護業務従事手当 捜査特別手当	

時間外勤務手当	平成 15 年 度	支 給 総 額	3,138,406 千円
		職 員 1 人 当 たり 支 給 年 額	203 千円
	平成 14 年 度	支 給 総 額	3,163,028 千円
		職 員 1 人 当 たり 支 給 年 額	202 千円

(平成16年4月1日現在)

区 分	島 根 県		国 の 制 度 と の 異 同	国 の 制 度 と 異 なる 内 容	
扶 養 手 当	配偶者		13,500円	同 じ	
	扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目の子等		6,500円		
	配偶者以外の扶養親族のうち2人まで		6,000円		
	配偶者のない職員の場合の扶養親族のうち1人		11,000円		
	その他の扶養親族		5,000円		
	満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき		5,000円		
住 居 手 当	借 家 ・ 借 間 居 住 者	基 礎 控 除 額	12,000円	同 じ	
		全 額 支 給 限 度 額	11,000円		
		1/2 加 算 限 度 額	16,000円		
		最 高 支 給 限 度 額	27,000円		
	持 家 居 住 者	新 築 ・ 購 入 から 5 年 間	2,500円		
	単身赴任手当受給者で留守家族が借家・借間に居住するもの		職員本人が居住する場合の手当額の1/2		
通 勤 手 当	交 通 機 関 利 用 者	最 高 支 給 限 度 額	55,000円	同 じ	
	交 通 用 具 ( 自 動 四 輪 車 以 外 ) 使 用 者	2 km ~ 78km 以上	700円 ~ 17,400円	異 なる	交 通 用 具 の 区 分、距 離 の 区 分 及 び 最 高 支 給 限 度 額
	交 通 用 具 ( 自 動 四 輪 車 ) 使 用 者	2 km ~ 78km 以上	1,400円 ~ 34,800円		
	[特別料金等の加算措置] 異動により特急列車・高速道路を利用しなければ通勤困難となった者			特急料金・高速道路料金の1/2相当額	異 なる

10 特別職の報酬等の状況(平成16年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	知 事	1,280,000円 (1,024,000円)	
	副 知 事	1,000,000円 ( 850,000円)	
	出 納 長	845,000円 ( 718,250円)	
報 酬	議 長	960,000円 ( 768,000円)	
	副 議 長	835,000円 ( 709,750円)	
	議 員	770,000円 ( 654,500円)	
期 末	知 事 副 知 事 出 納 長	(平成15年度支給割合)	
		6 月 期	1.7 月分
		12 月 期	1.6 月分
		計	3.3 月分
手 当	議 長 副 議 長 議 員	(平成15年度支給割合)	
		6 月 期	1.7 月分
		12 月 期	1.6 月分
		計	3.3 月分

- (注) 1 知事、副知事及び出納長の給料月額は、知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成16年島根県条例第16号)に基づき、従前の減額率の改正を行い、平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間について、給料の月額100分の15~100分の20を減額するものであり、( )書きは減額後の額である。  
 なお、現在は、知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成16年島根県条例第30号)に基づき、給料の減額期間を平成18年度まで1年間延長している。
- 2 議長、副議長及び議員の報酬月額は、議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成16年島根県条例第27号)に基づき、従前の減額率の改正を行い、平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間について、報酬の額の100分の15~100分の20を減額するものである。

11 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年 4 月 1 日現在)

区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
	平成15年	平成16年			
一 般 行 政 部 門	議 会	24	24	0	
	総 務	655	650	- 5	フラット化グループ化導入に伴う定数減、事務事業見直しに伴う定数減等
	税 務	130	129	- 1	フラット化グループ化導入に伴う定数減等
	民 生	382	383	1	少子化対策業務の増等
	衛 生	429	427	- 2	フラット化グループ化導入に伴う定数減等
	労 働	72	70	- 2	フラット化グループ化導入に伴う定数減等
	農林水産	1,220	1,185	- 35	公共事業削減による減、全国豊かな海づくり大会終了に伴う業務減等
	商 工	167	170	3	新産業創出業務の増等
	土 木	1,012	976	- 36	公共事業削減による減、地方機関再編による定数減等
小 計	4,091	4,014	- 77		
特 別 行 政 部 門	教 育	8,621	8,501	- 120	学級数減に伴う教員数の減等
	警 察	1,735	1,743	8	警察官の増員
	小 計	10,356	10,244	- 112	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	848	851	3	4 月 1 日採用職員の増等
	水 道	39	35	- 4	フラット化グループ化導入に伴う定数減等
	下 水 道	26	22	- 4	事務事業見直しに伴う定数減等
	そ の 他	66	66	0	
	小 計	979	974	- 5	
合 計	15,426	15,232	- 194		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いている。
- 2 各部門の職員数は、総務省の定員管理調査の区分によるものであり、各部局に配置されている職員数とは異なる。

12 定員削減の取組み

定員削減の対象部門

一般行政部門、教育部門(教員を除く)、警察部門(警察官等を除く)

定員削減の対象期間

6年(平成15年4月1日~平成20年4月1日)

定員削減の目標数値

対象部門の職員数のうち約500人を削減する。

定員削減の方策

組織のスリム化、事務事業の見直し、期限付定員の解消、外郭団体への派遣の見直し等の手法により職員数の削減を行う。

進捗状況(各年度4月1日現在)

区 分	H14	H15	H16	目標数値(H20)
職 員 数 (人)	5,047	4,981	4,906	
増 減 数 (人)		66	75	500
進 捗 率 (%)		13.2	28.2	100.0